

各 所 属 長 様

町 長

令和4年度予算編成方針について（通知）

1 社会経済情勢と国の動向

内閣府が発表した9月の月例経済報告では、景気認識を示す基調判断を「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。」とし、先行きについては、「感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。」とされている。

政府は、6月18日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2021」における当面の経済財政運営について、「決してデフレに戻さないとの決意をもって、経済をコロナ前の水準に早期に回復させるとともに、成長分野で新たな雇用や所得を生み、多様な人々が活躍する『成長と雇用の好循環』の実現」を目指すこととしている。

当面は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に引き続き万全を期す中で、厳しい経済的な影響に対して、雇用の確保と事業の継続、生活の下支えのための重点的・効果的な支援策を講じ、国民の命と暮らしを守り抜くとしている。

さらに、ポストコロナの持続的な成長につなげるため、4つの原動力「①グリーン社会の実現・②官民挙げたデジタル化の加速・③日本全体を元気にする活力ある地方創り・④少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現」に係る投資を重点的に促進し、民間の投資活動とイノベーションを促し、社会経済構造の転換を実現させるとともに、新たな時代に向けた人材育成、働く人がやりがいと生産性を共に高められる働き方改革、セーフティネットの強化、強靱なサプライチェーンの構築など成長を支える基盤づくりを進めることとしている。

なお、地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされている一方、地方財政改革として、感染症対応として実施された地方創生臨時交付金などの地方自治体の自由度が高い予算措置について、事業の用途等の比較検証を行うとともに、感染収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻すこととされており、今後の国の動向や地方への影響について、注視していく必要があると考える。

2 地方交付税の見通しと地方財政の課題

歳入の約 5 割を占める地方交付税の見通しは、総務省の令和 4 年度予算概算要求において、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額を令和 3 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。

令和 4 年度地方財政収支の仮試算では、不交付団体を除いた交付団体ベースの一般財源の総額を 62.1 兆円（対前年度比+0.1 兆円）とし、そのうち、地方交付税については 17.5 兆円（対前年度比+0.1 兆円）、臨時財政対策債については 3.3 兆円（対前年度比△2.2 兆円）となっている。

※臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税は△2.1 兆円

なお、令和 4 年度の地方財政の課題として、「①感染症への対応、活力ある地域社会の実現等の重要課題への対応」、「②地方の一般財源総額の確保」、「③デジタル・ガバメントの推進と財政マネジメントの強化」が掲げられており、こうした動きにも注視していく必要がある。

3 町財政の現状と見通し

本町の財政状況は、令和 2 年度決算において、第 6 期下川町総合計画の財政運営基準である基礎的財政収支は 3 年連続で黒字化を達成し、地方債残高は 3 年連続で減少（①62.2 億円⇒②60.5 億円）、基金残高は 2 年連続で増加（①10.0 億円⇒②11.2 億円）するなど、財政状況に好転の兆しが見られるが財政運営基準からすると依然として厳しい状況にある。

令和 4 年度の歳入見通しは、歳入の約 5 割を占める地方交付税等について、普通交付税が 3 年連続で増加（②24.9 億円⇒③26.6 億円）しているが、令和 2 年度国勢調査人口等への置き換えに伴う影響が懸念されるほか、新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、ワクチン接種等の進展に伴う社会経済活動の持ち直しが期待できるものの、今後の税収が予測しにくい状況にある。

一方、歳出の見通しは、公債費の増加（+0.1 億円）、公共施設の老朽化対策、地方創生に向けた取組のほか、引き続き新型コロナウイルス感染症対策や行政のデジタル化に向けた取組など、様々な財政需要が見込まれる。

このような厳しい状況下での予算編成となるが、引き続き新型コロナウイルス感染症対策など、町民の安全や生活を守るための施策に万全を期すとともに、あらゆる面で社会のあり方が大きく変わる時代の転換期にあることを強く認識し、凶らずも新型コロナウイルス感染症の影響により加速した働き方改革やデジタル化を積極的に推進しながら、ポストコロナ社会、グリーン社会、地方回帰の機運など、時代の潮流を見据えた地方創生のまちづくりを強く意識し、迅速かつ着実に施策を展開していく必要がある。

各課においては、次に掲げる基本方針に沿って、職員一人ひとりが予算編成の主体となり、前例にとらわれず、新たな発想や創意工夫により予算内容の検討を行うとともに、財政の健全性に留意しながら、他課等との連携、国や道の施策の動向を注視しながら、限られた財源で最大の効果を発揮できるよう効率的・効果的な予算編成にあたらたい。

4 予算編成における基本方針

令和4年度の予算編成にあたっては、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、コロナ禍の先行きが見通せない状況であっても、第6期下川町総合計画に掲げる「2030年における下川町のありたい姿の実現」と財政運営基準である「基礎的財政収支（プライマリーバランス）」の黒字化を目指し、次に掲げる項目を基本的な方針として、編成作業にあたられたい。

(1) 予算要求基準

- ・ 予算要求基準は、総合計画進捗管理計画における「令和4年度計画額（一般財源ベース）」の範囲内とし、事業費の削減や財源確保につながる見直しを行った上で要求すること。
- ・ 見直しにあたっては、第8次行政改革大綱に基づく、「行財政集中革新プラン」や「事務改善」の取組内容、「補助金等見直しのガイドライン」、「公共施設見直し方針」を踏まえて検討するとともに、行政評価結果を踏まえ、事業の効果などを十分に勘案した上で、当初の目的が達成されたと判断できるものについては、廃止、削減、縮小を行うこと。その際は、関係団体や町民の理解を得られるよう丁寧に進めること。

(2) 第6期総合計画の着実な推進

- ・ 現在、第6期下川町総合計画の見直し作業（ローリング）を進めているが、今後行われる総合計画審議会での審議内容や各審議会等の意見、公区要望など町民意見などをしっかりと受け止め、最大限、施策、事業に反映させ、総合計画に基づき計画的な推進と公約の実現が図れるよう予算編成を行うこと。
なお、第6期下川町総合計画の進捗管理計画（財政計画）で予定していない事業の予算要求は原則認められないものとする。

(3) 効率的で効果的な行財政運営の推進

- ・ 事業の立案にあたっては、合理的かつ効果的な視点に立って「最小の経費で最大の効果」を上げることを常に念頭に置き、持続可能な財政運営を行うためにも、あらゆる財源の確保について常に調査研究し、最大限の努力を払うこと。

(4) 積極的な情報公開と町民の理解

- ・ 事業の推進にあたっては、審議会等での議論、町民説明会の開催、広報等での周知などを通じて、町民の理解と協力を得られるよう積極的な情報提供に最大限留意すること。

(5) 働き方改革とデジタル化の推進

- ・ 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に基づき、職員の健康保持・増進やワーク・ライフ・バランスの確保に向けて、業務プロセスを含む事務事業の見直しに取り組むとともに、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に向け、デジタル技術の積極的な活用による業務の効率化と住民の利便性の向上に取り組むこと。

令和4年度予算編成留意事項

1 総括事項

(1) 地域課題等への対応

- ・ 予算編成にあたっては、地域課題や町民意見をしっかりと受け止め、予算執行段階における諸問題を各課のみならず、横断的な連携により精査し、決算に係る監査意見及び議会決算認定特別委員会の審査意見、公区要望や総合計画審議会、各個別審議会での意見などを十分考慮し、最大の行政効果が上がるよう努めること。

(2) 財源確保への取り組み

- ・ 事業の予算要求にあたっては、国、道の補助制度のほか、関係団体や民間企業の補助制度など充当可能な財源がないか再確認を行うとともに、クラウドファンディングやふるさと納税制度など、従来の枠にとらわれず、様々な手法を活用し、収入確保に努めること。

(3) 年度途中の補正

- ・ 年度途中の補正については、補助事業採択によるもの、制度改正を伴うものなど、特別な事由により真にやむを得ないものについて行うものとし、予算計上漏れなどによる安易な補正は認められないことから、当初予算の積算段階において十分に精査すること。

2 歳入に関する事項

歳入の見積もりにあたっては、社会経済情勢の動向、過去の実績等を精査分析し、地方財政に関する国の制度改正の動向等を情報収集するよう努め、正確にその財源を捕捉し、過大、過小にならないよう留意すること。

(1) 町税

- ・ 町税は、歳入の根幹をなすものであり、今後の税制の動向、地域経済の分析等を多角的に行い、的確な見積もりに努めること。
- ・ 引き続き適正な賦課、徴収に努め、町税負担の公平を期すこと。

(2) 国・道支出金

- ・ 制度改正及び国や道の予算編成の動向を十分に把握し、的確な要求を行うとともに、安易に低率な補助制度を受け事業を行うことにより、多額の一般財源を充当することがないように十分精査、検討すること。

なお、新規に補助申請（公募を含む）を行う場合は、必ず総務課長に事前協議を行うこと。

(3) 町債

- ・ 町債は、後年度の財政負担を考慮し、原則として償還財源が地方交付税により補填のあるものや、償還金に使用料など特定財源が充当できるものに限ること。また、10万円単位で計上するとともに、計上にあたっては、財政担当と十分協議すること。

(4) 未収金

- ・ 負担の公平性を保つため、解消に積極的に努めることとし、滞納分の20%以上を財源として計上すること。

3 歳出に関する事項

歳出の見積りにあたっては、常に見直しの視点を持ち、施策全般にわたって創意工夫をもって編成するものとする。

特に予算編成にあたっては、執行状況を的確に把握するとともに、各事業において積算根拠を明確にし、事務経費の徹底した縮減を図り、必要性、緊急性、行政効果などに欠ける経費は計上しないこと。

また、各科目を通じ過大見積を避け、適正な金額を計上すること。

(1) 人件費

- ・ 会計年度任用職員の予算要求にあたっては、必要な人員配置を十分検討した上で計上すること。

(2) 扶助費

- ・ 扶助費は増加傾向にあることから、補助単独を問わず、対象者や扶助額について徹底した調査を行い、適正な制度運用を行うこと。
- ・ 単独事業については、事業の効果や制度そのものの継続の合理性等を必ず整理の上、制度改正や事業内容の見直しを積極的に検討すること。

(3) 投資的経費

- ・ 投資的経費は、事業内容について十分検討した上で、行政効果、必要性、緊急性、経済性及び財政負担に十分留意し、関連各課と連携し、調整を行った上で計上すること。なお、起債による後年度負担や基金残高など財政負担を踏まえ、大規模な修繕工事など、複数年で実施することが可能なものは、年次的に実施する方法も検討すること。
- ・ 工事請負費で50万円を超えるものについては、必ず建設水道課と早期に協議を行うこととし、安易に業者からの見積りのみをもって計上しないこと。

(4) 物件費

- ・ 物件費の大幅な伸びが財政を圧迫していることから、必ず事務事業の見直しを行い削減に努めること。特に定例的な委託契約については、安易に統一単価の見直しのみで計上することなく、仕様や積算内容について点検し、削減余地がないか必ず精査し、必要額を積算した上で計上すること。

また、指定管理施設については、管理状況の把握とさらなる効率的な管理運営ができないか指定管理者と十分協議した上で計上すること。

- ・ 報償費は、謝礼金、報奨金などのほか、報償を目的とする物品の購入代金（記念品、賞金、謝礼品）を計上すること。

- ・ 旅費は、従来の惰性で漫然と計上することなく、オンラインでの対応も含め、旅行方法、回数、必要性、人数などを抜本的に検討、見直しを行い、行政効果の期待できないものは計上しないこと。
- ・ 需用費は、抜本的な見直しを図り、十分精査して計上すること。なお、一般消耗品については、プリンタートナーなどを含め、原則、総務管理費で一括計上するので計上しないこと。（補助事業、施設管理に係る特定の消耗品を除く。）また、各課でストックしている消耗品を有効に活用することとし、リサイクルできるものは最大限活用すること。
- ・ 施設の維持修繕費については、施設の点検・確認を行い、その重要性、緊急性等により取捨選択して、安易に補正予算をあてにすることなく、必要なものは当初予算で計上すること。
- ・ 役務費は、役務の提供に対して支払う経費を手数料として本節に計上すること。ただし、契約による委託業務は、委託料に計上すること。
- ・ 備品購入費は、必要性を十分精査するとともに、財政負担の平準化を図るため、物品の性質によってリースの検討も行うこと。なお、予算要求にあたっては、必ず1社以上から参考見積もりを徴収すること。また、下川町地域材利用推進方針に基づき、地域材で制作可能なものについて検討を行うこと。

(5) 補助費

- ・ 団体運営補助金等は、団体の活動状況等を十分把握し、補助対象の見直し、事業内容の精査など、行政評価結果等も踏まえて、単に前年度同額を計上することのないよう留意すること。なお、見直しを行う場合は、必ず団体と協議を行うこと。
- ・ 事業補助は、補助率や補助上限の見直し、年度予算の上限設定、事業内容の見直しなど、行政評価結果等を踏まえて計上すること。
 なお、新規の補助制度の創設や補助対象の拡大、または補助要件を緩和する場合などの際には、所得制限の設定など費用総体を抑制する方策も併せて検討すること。

4 特別会計及び公営企業会計に関する事項

特別会計及び公営企業会計については、一般会計の予算編成に準ずるとともに、企業的感觉を十分に発揮して経営の合理化を図るとともに、独立採算性の確保に努め、安易に一般会計からの繰入金等に依存することのないよう留意すること。

また、設備の更新にあたっては、多額の投資が必要なことから、長寿命化計画などに基づき、財政負担を考慮の上、計画的に進めること。